

重要事項説明書

記入年月日	2024年7月1日
記入者名	太田 尚樹
所属・職名	そんぽの家 新石切 ホーム長

1 事業主体概要

名称	(ふりがな) そんぽけあかぶしきがいしや S O M P O ケア株式会社		
主たる事務所の所在地	〒 140-0002 東京都品川区東品川四丁目 1 2 番 8 号		
連絡先	電話番号／F A X 番号	03-6455-8560 / 03-5783-4170	
	メールアドレス		
	ホームページアドレス	http://www.sompocare-message.jp/	
代表者（職名／氏名）	代表取締役 / 鷺見 隆充		
設立年月日	平成	9年（1997年）5月26日	
主な実施事業	※別添 1 （別の実施する介護サービス一覧表） 介護保険事業		

2 有料老人ホーム事業の概要

（住まいの概要）

名称	(ふりがな) そんぽのいえ しんいしきり そんぽの家 新石切		
届出・登録の区分	有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出		
有料老人ホームの類型	介護付（一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合）		
所在地	〒 579-8015 大阪府東大阪市北石切町6-25		
主な利用交通手段	近鉄けいはんな線 新石切駅 下車 徒歩約19分（1450m）		
連絡先	電話番号／FAX番号	072-983-7551 / 072-983-7444	
	ホームページアドレス	http://www.sompocare.com/servie/home/	
管理者（職名／氏名）	ホーム長 / 太田 尚樹		
有料老人ホーム事業開始日／届出受理日・登録日（登録番号）	平成	17年（2005年）3月1日 /	

（特定施設入居者生活介護の指定）

特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2775004738	所管している自治体名	東大阪市
特定施設入居者生活介護 指定日	平成 29年（2017年）3月1日		
介護予防 特定施設入居者生活介護 介護保険事業者番号	2775004738	所管している自治体名	東大阪市
介護予防 特定施設入居者生活介護 指定日	平成 30年（2018年）4月1日		

3 建物概要

土地	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり			
	賃貸借契約の期間	2005年3月1日～					2025年2月末日		
	面積	1, 848. 8 m ²							
建物	権利形態	賃借権	抵当権	なし	契約の自動更新	あり			
	賃貸借契約の期間	2005年3月1日～					2025年2月末日		
	延床面積	1, 976. 5 m ² （うち有料老人ホーム部分					1, 976. 5 m ² ）		
	竣工日	2004年8月25日			用途区分	有料老人ホーム			
	耐火構造	耐火建築物		その他の場合：					
	構造	鉄骨造		その他の場合：					
	階数	3 階		（地上	3 階、地階		階）		
	サ高住に登録している場合、登録基準への適合性								
居室の状況	総戸数	56 戸		届出又は登録（指定）をした室数				56室（ 56室 ）	
	部屋タイプ	トイレ	洗面	浴室	台所	収納	面積（※）	室数	備考（部屋タイプ、相部屋の定員数等）
	介護居室個室	○	○				13. 01	3	1人部屋
	介護居室個室	○	○				13. 20	9	1人部屋
	介護居室個室	○	○				13. 22	2	1人部屋
	介護居室個室	○	○				13. 29	9	1人部屋
	介護居室個室	○	○				13. 31	5	1人部屋
	介護居室個室	○	○				13. 33	14	1人部屋
	介護居室個室	○	○				13. 52	5	1人部屋
	介護居室個室	○	○				13. 59	3	1人部屋
	介護居室個室	○	○				13. 63	3	1人部屋
	介護居室個室	○	○				13. 94	3	1人部屋
	(※) 面積表示について	トイレ・収納設備等を除く内法面積で表示している							
共用施設	共用トイレ	3 か所		うち男女別の対応が可能なトイレ				3 か所	
				うち車椅子等の対応が可能なトイレ				3 か所	
	共用浴室		6 か所			か所			
	共用浴室における介護浴槽		1 か所			か所		その他：	
	食堂	3 か所		面積	176. 6 m ²		入居者や家族が利用できる調理設備		
	機能訓練室	3 か所		面積	176. 6 m ²				
	エレベーター	あり（ストレッチャー対応）				1 か所			
	廊下幅	最大	2. 7 m		最小	1. 8 m		（壁～壁の内法幅）	
	汚物処理室	3 か所							
	緊急通報装置	居室	あり	トイレ	あり	浴室	あり	脱衣室	あり
		通報先	事務所/職員が携帯しているPHS			通報先から居室までの到着予定時間			
	その他	食堂兼機能訓練指導室、健康管理室、ビデオライブラリー、図書室等							
消防用設備等	消火器	あり	自動火災報知設備		あり	火災通報設備		あり	
	スプリンクラー	あり	なしの場合（改善予定時期）						
	防火管理者	あり	消防計画		あり	避難訓練の年間回数		2 回	

4 サービスの内容
(全体の方針)

運営に関する方針		入居者の意思を尊重し、心身の特性にあわせた自立支援サービスを提供することを通じて、生活の質の向上を目指す。また、地域とのかかわりを深め、入居者の地域での暮らしを支える。
サービスの提供内容に関する特色		のびのびとこれまで通りの暮らしにつながる、自由に自立した生活ができる環境を整え、それぞれのお部屋で、趣味に興じたり、自然に身体を動かしたり、思い思いにお過ごしいただけます。 お一人おひとりの状態を考慮した「カスタムメイドケア」の実践により、自立した生活の支援を致します。 テクノロジーの活用により、介護における利用者の選択肢を増やし、介護職は人にしかできない介護に注力することで、利用者の自立支援、QOL向上を目指します。
サービスの種類	提供形態	委託業者名等
入浴、排せつ又は食事の介護	自ら実施	
食事の提供	委託	S O M P O ケアフーズ株式会社
調理、洗濯、掃除等の家事の供与	自ら実施	
健康管理の支援（供与）	自ら実施	
状況把握・生活相談サービス	自ら実施	
提供内容		＜状態把握サービス＞ その日の状態及びアプランに応じた居室訪問時、又は食事時に安否確認や声掛けを行う。 ＜生活相談サービス＞ 日中、随時、日常生活における利用者の心配事や悩み等の相談に応じ、助言を行う。
サ高住の場合、常駐する者		
健康診断の定期検診	委託	協力医療機関
	提供方法	年２回健康診断の機会付与
利用者の個別的な選択によるサービス		※別添２（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表）
虐待防止		１．事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。 （１）虐待を防止するための職員に対する研修の定期的な実施 （２）入居者およびその家族からの苦情処理体制の整備 （３）成年後見制度の利用支援 （４）虐待防止に関する責任者として管理者を選定 （５）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図る （６）虐待の防止のための指針の整備 （７）その他虐待防止のために必要な措置 ２．事業者は、サービス提供中に、事業者の職員または養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、すみやかに、これを市区町村に通報するものとする。
身体的拘束		１ 事業者は、指定特定施設入居者生活介護等の提供に当たっては、入居者または他の入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行わない。ただし、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、あらかじめ非代替性、一時性、切迫性の３つの要件についてそれぞれ検討の上、入居者（入居者が意思表示をできない場合は身元保証人）または家族に説明して理解を得るものとする。 ２ 事業者は、前項の身体的拘束等の実施に当たっては、その様態および時間、その際の入居者の心身状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、定期的な見直しの際の資料とする。なお、入居者、身元保証人もしくは家族の要求がある場合または監督機関の指示がある場合には、これを開示する。また、「緊急やむを得ない場合」に該当するかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに拘束を解除する。 ３ 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。 （１） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 （２） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 （３） 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(介護サービスの内容)		
特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画等の作成		1 事業者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画または介護予防特定施設サービス計画（以下「サービス計画等」という）の作成に関する業務を担当させるものとする。 2 前項の計画作成担当者は、次の各号の規定に従い、サービス計画等を作成するものとする。 (1) サービス計画等の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。 (2) 入居者または家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、他の職員と協議の上、サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容ならびに介護サービスを提供する上での留意点を盛り込んだサービス計画等の原案を作成する。 (3) サービス計画等の作成に当たっては、その原案の内容について入居者またはその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。 (4) サービス計画等を作成した際には、サービス計画等を入居者に交付する。 (5) サービス計画等を作成した後においても、他の職員との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画等の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画等の変更を行うものとする。 (6) 前第(1)号、第(2)号、第(3)号、第(4)号および第(5)号の規定は、前号に規定するサービス計画等の変更について準用する。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行うものとする。 また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行うものとする。
	入浴の提供及び介助	自ら入浴が困難な利用者に対し、1週間に2回以上、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行うものとする。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、トイレ誘導、排泄の介助やおむつ交換を行うものとする。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行うものとする。
	移動・移乗介助	あり 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行うものとする。
	服薬介助	あり 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の手伝い、服薬の確認を行うものとする。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行うものとする。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行うものとする。
	器具等を使用した訓練	あり 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行うものとする。
その他	創作活動など	あり 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供するものとする。
	健康管理	常に利用者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じるものとする。
施設の利用に当たっての留意事項		【施設利用にあたっての留意点】 入居者、身元保証人および入居者の家族は、居室等および共用施設等を別紙「居室等および共用施設等の利用細則」の定めに従い、利用するものとする。 【外泊】 入居者は、外出（短時間のものは除く。）または外泊しようとするときは、その都度外出・外泊先、用件、本ホームへ帰着する予定日時などを本ホームに届け出なければならない。 【面会】 本ホームの職員は、入居者が来訪者（入居者以外の者であって入居者の生活支援以外の目的で来訪される者をいう、以下本条において同じ）と面会しようとするときに来訪者の身元確認をする場合がある。 【宿泊】 入居者は、入居者以外の者を入居者の居室または共用施設に宿泊させる場合、あらかじめ本ホームに届け出るものとし、宿泊日数が一週間を超える場合は、本ホームの承諾を得るものとする。本ホームにおける宿泊設備の利用料金は、別紙「宿泊設備の利用料金」に定める。 【衛生管理】 本ホームは、指定特定施設入居者生活介護等を提供する施設、設備および備品または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。本ホームにおいて感染症が発生し、または蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。 【非常災害対策】 本ホームは、非常災害が発生した場合は、あらかじめ策定した消防計画に従い、入居者の避難等適切に対応する。本ホームは、非常災害に備えて地域の協力機関と連携を図るとともに、定期的に消防訓練（消火訓練・通報訓練・避難訓練）その他必要な訓練を行う。

その他運営に関する重要事項	(禁止または制限される行為) 1 入居者は、本ホームの利用にあたり、本ホームまたはその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 第6条(譲渡、転借等の禁止)の規定に反して、入居者以外の第三者に居室その他の本ホームの施設を使用させること。 (2) 各種サービスの提供に際し、過剰なサービスを要求すること(特定施設入居者生活介護等を利用する場合の介護サービス計画に含まれていないサービスの要求を含む)。 (3) 他の入居者の許可なく他の入居者の居室に入室すること、その他の他の入居者の生活や事業者による他の入居者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼすこと。 (4) 他の入居者または事業者の職員の身体・財産に危害を及ぼすことおよび危害を及ぼすとの威勢を示すこと。 (5) 本ホームの共同生活の秩序を乱し、他の入居者または事業者の職員に迷惑をかける行為(各種ハラスメント行為を含む)、その他本ホームの健全な運営に支障をきたす行為。 (6) 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、火器、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること。 (7) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。 (8) 排水管、その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。 (9) 大声、テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏、その他により、大音量等で近隣に迷惑を与えること。 (10) 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。 (11) 騒音、振動、居室内を著しく不衛生にする等により、近隣または他の入居者に迷惑をかけること。 (12) その他運営・管理規程に違反する行為。
	2 入居者は、本ホームまたはその敷地内もしくはその周辺において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。 (2) 脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為をすること。 (3) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、事業者の信用を毀損し、または事業者の業務を妨害する行為をすること。 (4) 著しく粗野なもしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、本ホームの他の入居者、その関係者、周辺住民、通行人、または事業者の職員に不安を与えること。 (5) 本ホームに反社会的勢力を入居させ、反復継続して反社会的勢力を出入させ、または本ホームを反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。 (6) その他前各号に準ずる行為をすること。 3 入居者は、本ホームの利用にあたり、事業者の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。また、事業者は他の入居者からの苦情、その他の場合に、その承諾を取り消すことがある。 (1) 居室、共用施設、または敷地内に物品を置くこと(ただし、本ホームの運営に支障がない限りの入居者個人の衣類や家具備品の居室内への持ち込みは除く)。 (2) 本ホーム内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行うこと。 (3) 本ホームの増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内において工作物を設置すること。 (4) 動物(第1項第(10)号に該当する場合は除く)を飼育すること。 (5) 入居者が入居者の家族その他の入居者の関係者を付添・介助・看護等の目的で居室内に居住または宿泊させること。 (6) 運営・管理規程等において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行うこと。 4 入居者は、入居者の家族その他の入居者の関係者が前第1項、第2項および第3項にかかる行為を行った場合には、速やかに当該行為者による当該行為を中止させなければならない。
	5 入居者に前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を履行する能力がない場合、身元保証人が入居者に代わり前第1項、第2項、第3項および第4項の義務を負う。 6 入居者は、本ホームの利用にあたり、次の各号に掲げる事項については、あらかじめ事業者と協議を行うこととし、事業者はこの場合の基本的な考え方を運営・管理規程に定めることとする。 (1) 入居者が1か月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡方法、各種費用の支払いとその負担方法 (2) 事業者が入居者との事前協議を必要と定めるその他の事項 7 入居者が、第1項、第2項、第3項もしくは第4項の規定に違反し、または第6項の規定に従わず、事業者、事業者の職員、他の入居者などの入居者および身元保証人以外の第三者に損害を与えた場合は、事業者または当該第三者に対して損害賠償責任が生ずることがある。
短期利用特定施設入居者生活介護の提供	なし

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算		なし	
	生活機能向上連携加算		なし	
	個別機能訓練加算（Ⅰ）		なし	
	個別機能訓練加算（Ⅱ）		なし	
	A D L維持等加算	（Ⅱ）	あり	
	夜間看護体制加算	（Ⅱ）	あり	
	若年性認知症入居者受入加算		あり	
	協力医療機関連携加算	（Ⅰ）	あり	
	口腔・栄養スクリーニング加算		あり	
	科学的介護推進体制加算		あり	
	退院・退所時連携加算		あり	
	退居時情報提供加算		あり	
	看取り介護加算	（Ⅰ）	あり	
	認知症専門ケア加算		なし	
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）		なし	
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）		なし	
	新興感染症等施設療養費		なし	
	生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）	あり	
	サービス提供体制強化加算	（Ⅲ）	あり	
	介護職員等処遇改善加算	（Ⅱ）	あり	
人員配置が手厚い介護サービスの実施	なし	（介護・看護職員の配置率） ： 1 以上		

(併設している高齢者居宅生活支援事業者)
【併設している高齢者居宅生活支援事業者がない場合は省略】

事業所名称	(ふりがな)
主たる事務所の所在地	
事務者名	(ふりがな)
併設内容	

(連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者)
【連携及び協力している高齢者居宅生活支援事業者の提供を行っていない場合は省略】

事業所名称	
主たる事務所の所在地	
事務者名	
連携内容	

(医療連携の内容)※治療費は自己負担

医療支援	救急車の手配、入退院の付き添い	
	その他の場合：	
協力医療機関	名称	医療法人社団 交鐘会 あおぞら在宅診療所 大阪はなてん
	住所	大阪市鶴見区今津 1-1 0-1 9 大都ハイツ 4 0 6
	診療科目	内科、循環器科、精神科
	協力科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	医療法人浩仁会 さんだクリニック
	住所	大阪府東大阪市菱江1-2-33
	診療科目	内科、循環器科、小児科
	協力科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	森外科・内科クリニック
	住所	大阪府東大阪市中石切町4-1-8
	診療科目	内科
	協力科目	内科、外科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	西クリニック
	住所	大阪府東大阪市中新開2-13-39
	診療科目	内科、消化器科、リハビリテーション科
	協力科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
	名称	社会医療法人若弘会 わかこうかいクリニック
	住所	大阪府大阪市浪速区日本橋4丁目7-17
	診療科目	内科・泌尿器科・放射線科・消化器内科
	協力科目	内科
	協力内容	訪問診療、急変時の対応
		その他の場合：
協力歯科医療機関	名称	橋本歯科医院
	住所	大阪府東大阪市中石切町4-1-8
	協力内容	訪問診療
		その他の場合：

(入居後に居室を住み替える場合)【住み替えを行っていない場合は省略】

入居後に居室を住み替える場合		介護居室へ移る場合		
		その他の場合		
判断基準の内容		(事業者からの申し出による移り住み) 1 事業者は、入居者の心身の状況の変化により、入居時の居室では必要となる介護サービスの提供に支障をきたすこととなった場合、またはその他の事情により、入居者の居室を変更する必要があると判断する場合には、居室を変更できるものとする。なお、変更前後の居室の月額費用が異なる場合は、入居者および身元保証人の同意を得た上で、月額費用を変更することがある。 2 事業者は、前項により居室を変更する場合は、次の各号に掲げるすべての手続きを行うものとする。 (1) 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。 (2) 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 (3) 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。 (4) 入居者および身元保証人の同意を得る。 (5) 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。 3 本状により居室を変更する場合、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。		
		(入居者または身元保証人からの申し出による移り住み) 1 入居者および身元保証人は、事業者に対し、居室の変更を請求することができる。事業者は、これに応じる義務は負わないが、入居者および身元保証人の希望、本ホームおよび事業者が運営する他の有料老人ホームにおける空室の状況、他の入居希望者の状況等を踏まえ、可能な限りかかる請求に応じるものとする。 2 本ホーム内の変更については、変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結するものとする。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。 3 事業者が運営する他ホームへの変更については、事業者の計算するところにより精算をし、退去手続きの上、再度変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結するものとする。 4 前第2項および第3項の場合は、第40条第2項（明渡しおよび原状回復）の定めに従い、入居者は変更前の居室の原状回復をするものとする。		
手続の内容		1 協力医療機関の医師または主治医の意見を聴く。 2 緊急やむを得ない場合を除いて、一定の観察期間を設ける。 3 入居者および身元保証人に、変更後の居室および介護サービス等の内容、その他の権利、専有面積および階数等の変更、それらに伴う費用負担の増減の有無ならびにその内容について、説明を行う。 4 入居者および身元保証人の同意を得る。 5 変更後の居室番号、月額費用等を記載した変更覚書を締結する。ただし、料金プランが「前払い方式」または「併用方式」の場合は、事業者の計算するところにより清算をし、退去手続きの上、変更先の居室について改めて「入居契約書」を締結する。		
追加的費用の有無		なし	追加費用	
居室利用権の取扱い		住み替え後の居室に移行		
前払金償却の調整の有無		なし	調整後の内容	
従前の居室との仕様の変更	面積の増減	あり	変更の内容	面積の増減
	便所の変更	なし	変更の内容	
	浴室の変更	－	変更の内容	
	洗面所の変更	なし	変更の内容	
	台所の変更	－	変更の内容	
	その他の変更	なし	変更の内容	

(入居に関する要件)

入居対象となる者	要支援、要介護
留意事項	(禁止または制限される行為) 1 入居者は、本ホームの利用にあたり、本ホームまたはその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 第6条(譲渡、転借等の禁止)の規定に反して、入居者以外の第三者に居室その他の本ホームの施設を使用させること。 (2) 各種サービスの提供に際し、過剰なサービスを要求すること(特定施設入居者生活介護等を利用する場合の介護サービス計画に含まれていないサービスの要求を含む)。 (3) 他の入居者の許可なく他の入居者の居室に入室すること、その他の他の入居者の生活や事業者による他の入居者に対するサービスの提供に悪影響を及ぼすこと。 (4) 他の入居者または事業者の職員の身体・財産に危害を及ぼすことおよび危害を及ぼすとの威勢を示すこと。 (5) 本ホームの共同生活の秩序を乱し、他の入居者または事業者の職員に迷惑をかける行為(各種ハラスメント行為を含む)、その他本ホームの健全な運営に支障をきたす行為。 (6) 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、火器、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること。 (7) 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。 (8) 排水管、その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。 (9) 大声、テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏、その他により、大音量等で近隣に迷惑を与えること。 (10) 猛獣・毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。 (11) 騒音、振動、居室内を著しく不衛生にする等により、近隣または他の入居者に迷惑をかけること。 (12) その他運営・管理規程に違反する行為。 2 入居者は、本ホームまたはその敷地内もしくはその周辺において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。 (1) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為をすること。
契約の解除の内容	(事業者の契約解除) 1 事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、入居者に対し、居室の明渡しを通告し、本契約を解除することができる。 (1) 入居時の提出書類に虚偽の事項を記載し、または虚偽の資料を提出し、その他不正の手段を用いて入居したとき。 (2) 第30条(入居までに支払う費用)に定める前払金または内金を事業者の定める支払期日までに支払わなかったとき (3) 第31条(入居後に支払う月額費用)に定める月額費用、その他これに準じる事業者に対する支払を2か月以上遅延し、または、正当な理由なくしばしば遅延し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず支払わなかったとき。 (4) 建物・付帯設備・敷地を故意または重大な過失により滅失、毀損、汚損したとき。 (5) 2か月を超える長期の不在・外泊により、復帰の目途がたたず本契約を継続する意思がないものと事業者が認めたとき。 (6) 入居者の心身の状態が著しく悪化し、継続的に医療行為が必要となり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれに対応することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。 (7) 入居者の行動が、他の入居者または職員の身体・生命・精神に危害を及ぼし、または、その危害の切迫したおそれがあり、かつ、有料老人ホームにおける通常の介護方法および接遇方法ではこれを防止することができないとき(かかる場合、事業者は、原則として、協力医療機関の医師または主治医の意見を聴き、一定の観察期間を置くものとする)。 (8) 第6条(譲渡、転借等の禁止)または第25条第1項、第3項、第4項(禁止または制限される行為)の規定その他本契約の規定に違反し、事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これを是正しないとき。 (9) その他、入居者、身元保証人、入居者の家族その他の入居者の関係者か、事業者、職員、他の入居者等に対して社会通念上許容できないような行為を行う等、事業者との信頼関係を破壊する行為があり、本契約を継続することが困難と認められるとき。 2 前項の場合、事業者は、通告に先立ち、入居者(入居者に弁明の能力がない場合は身元保証人)に対し弁明の機会を設けるものとする。事業者は、入居者の移転先の有無等について確認し、移転先がない場合には、入居者、身元保証人、入居者の家族等の関係者と協議し、移転先の確保にできる限り協力し、解除日および居室を明け渡す期日の決定において配慮するよう努めるものとする。 3 事業者は、入居者または身元保証人が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告・手続きを要さず、直ちに本契約を解除することができる。 (1) 第11条(反社会的勢力に関する表明・保証)に反する事実が判明したとき、または、反していると事業者が合理的に判断したとき。 (2) 第25条第2項各号(禁止または制限される行為)に掲げる行為を行ったとき。 4 事業者は、本条第1項または第3項に基づき本契約を解除した場合、入居者または身元保証人に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。 (入居者からの契約解除) 1 入居者は、事業者に対して、事業者の定める書面をもって、少なくとも解除日の30日前に申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。入居者は、事業者に対し、解除日までに居室を明け渡さなければならない。 2 入居者が、前項の書面を提出しないで居室を退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、解除されたものとする。 3 入居者は、事業者について、第11条(反社会的勢力に関する表明・保証)に反する事実が判明したときは、何ら催告を要さず、直ちに本契約を解除することができる。 4 入居者は、前項に基づき本契約を解除した場合、事業者に損害が生じても、何らこれを賠償する責任を負わない。

事業主体から解約を求める場合	解約条項		入居契約 第35条に記載通り
	解約予告期間		なし
入居者からの解約予告期間	ヶ月		少なくとも解除日の30日前
体験入居	あり	内容	期間：6泊7日を限度とする。 費用：費用 1泊2日（3食、間食付）11,000円（税込） その他費用（オムツ代・日用雑貨品等、実費）
入居定員	56 人		
その他			

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		利用権方式	
利用料金の支払い方式		月払い方式	
		選択方式の内容 ※該当する方式を全て選択	
年齢に応じた金額設定		なし	
要介護状態に応じた金額設定		なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い		なし	
		内容：	
利用料の請求及び支払方法について		・事業者が指定する口座振替の方法により支払う。 ・利用料の引落しは、利用者指定の金融機関の口座から毎月 27 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に行い、利用者は、基本利用料（家賃相当額、食費、管理費）の翌月分及びその他の利用料の前月分を支払う。 ・口座振替利用の手続が最初の支払いに間に合わない場合、利用者は、事業者へ通知し、速やかに事業者が指定する口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は、利用者の負担とする。 ・事業者は、利用者に対し、利用者が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別等の明細を記載した当月の利用料等の請求書を送付する。	
		・事業者が指定する口座に振込送金する方法又は事業者が指定する口座振替の方法により支払う。 ・振込送金の場合、利用料の支払いは、毎月末日を締め日として、翌月 27 日までに行い、また、口座振替の場合、利用料の引落しは、利用者指定の金融機関の口座から毎月 27 日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に行う。なお、振込手数料は、利用者の負担とする。 ・事業者は、利用者に対し、利用者が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別等の明細を記載した当月の利用料等の請求書を送付する。	
利用料金の改定	条件	事業者は、費用の改定にあたって、所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数および人件費等を勘案	
	手続き	運営懇談会において説明し、その意見を聴いて行うものとする	

(代表的な利用料金のプラン)

				プラン 1	プラン 2
入居者の状況	要介護度			-	
	年齢			-	
居室の状況	部屋タイプ			介護居室個室	
	床面積			13.01～13.94㎡	
	トイレ			あり	
	洗面			あり	
	浴室			なし	
	台所			なし	
	収納			なし	
	入居時点で必要な費用				-
月額費用の合計（30日の場合・税込）				159,330円	
家賃（非課税）				79,400円	
サービス費用	介護保険外	特定施設入居者生活介護※の費用		別添参照	
		食費（税込）		43,740円	
		管理費（税込）		36,190円	
				-	
				実費	
備考 介護保険費用 1 割、2 割又は 3 割の利用者負担（利用者の所得等に応じて負担割合が変わる。） ※介護予防・地域密着型の場合を含む。詳細は別添 3 及び 4 のとおりです。					

(利用料金の算定根拠等)

家賃	支払地代家賃額、修繕費、管理事務費等を考慮し、近隣の同業種の家賃額も勘案して設定	
敷金	家賃の	か月分
	解約時の対応	
前払金	－	
食費	43,740円（税込）（1人あたり/30日の場合） 食費に含まれるサービス：献立、栄養管理、調理配膳、食事サービス全般等。外泊、入院等で不在の場合、5日前までに申し出た場合に限り、不在日数に応じて食材費（朝・昼・夕のいずれか摂れば請求）を返金する。ただし、緊急入院等、不測の事態と事業者が認めた場合に限り、当日欠食分より食材費を返金します。 食材費：780円〔朝食200円、昼食300円、夕食280円〕（税抜） 厨房管理費：570円（税抜） 有料老人ホームにおける食費（飲食料品の提供の対価）に係る消費税については、「1食あたり670円以下」かつ「1日あたり累計額2,010円以下」の場合（何れも厨房管理費を含む）に、軽減税率（8％）の対象となります。また、税込価格は、1か月間の税抜価格を合計した後に消費税を乗算して算出します。	
管理費	共用部分の水道光熱費、事務経費、衛生管理費、保守管理費等	
状況把握及び生活相談サービス費	月額料金に含む	
光熱水費	共用部分は、管理費に含む。個人居室の電気料金（37.4円(税込)/kwh）については実費負担	
介護保険外費用	－	
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2	
その他のサービス利用料	日常生活費(電話代、おむつやティッシュペーパー、トイレトペーパー代金やアクティビティによる参加費用等)	
	自立の方の費用：3,300円／日（税込）（1人あたり）	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

特定施設入居者生活介護※に対する自己負担	厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略

想定居住期間（償却年月数）		
償却の開始日		
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）		
初期償却額		
返還金の算定方法	入居後 3 月以内の契約終了	
	入居後 3 月を超えた契約終了	
前払金の保全先		

7 入居者の状況

(入居者の人数)

年齢別	6 5 歳未満	2 人
	6 5 歳以上 7 5 歳未満	0 人
	7 5 歳以上 8 5 歳未満	9 人
	8 5 歳以上	43 人
要介護度別	自立	0 人
	要支援 1	2 人
	要支援 2	2 人
	要介護 1	20 人
	要介護 2	7 人
	要介護 3	8 人
	要介護 4	13 人
	要介護 5	2 人
入居期間別	6 か月未満	8 人
	6 か月以上 1 年未満	9 人
	1 年以上 5 年未満	27 人
	5 年以上 1 0 年未満	9 人
	1 0 年以上	1 人
喀痰吸引の必要な人／経管栄養の必要な人		0 人 / 0 人
入居者数		54 人

(入居者の属性)

性別	男性	15 人		女性	39 人		
男女比率	男性	23 %		女性	77 %		
入居率	87.5 %		平均年齢	88.3 歳		平均介護度	2.25

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	2 人
	社会福祉施設	1 人
	医療機関	0 人
	死亡者	6 人
	その他	0 人
生前解約の状況	施設側の申し出	0 人
		(解約事由の例)
	入居者側の申し出	3 人
		(解約事由の例) 自宅復帰、転居等

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情・虐待に対する窓口等の状況)

窓口の名称（設置者）		S O M P O ケア株式会社 お客様相談窓口
電話番号 / F A X		0120-65-1192 /
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	
	日曜・祝日	
定休日		土日祝日、年末年始は定休日です。この際は事業所にご連絡ください。
窓口の名称（設置者）		そんぼの家 新石切（生活相談員） または要望カード
電話番号 / F A X		072-980-6630 / 072-981-8230
対応している時間	平日	9:00～18:00
	土曜	9:00～18:00
	日曜・祝日	9:00～18:00
定休日		なし
窓口の名称（所在市町村（保険者））		東大阪市福祉部指導監査室法人・高齢者施設課
電話番号 / F A X		06-4309-3315 / 06-4309-3848
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称 （大阪府国民健康保険団体連合会）		大阪府国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口
電話番号 / F A X		06-6949-5418 / -
対応している時間	平日	9:00～17:00
定休日		土日祝祭日
窓口の名称（有料老人ホーム所管庁）		東大阪市 福祉部 指導監査室 介護事業者課
電話番号 / F A X		06-4309-3317 / 06-4309-3848
対応している時間	平日	9：00～17：30
定休日		土日祝祭日
窓口の名称（利用者保険者(上記以外)）		
電話番号 / F A X		/
対応している時間	平日	
定休日		
窓口の名称（虐待の場合）		東大阪市 福祉部 高齢介護室 地域包括ケア推進課
電話番号 / F A X		06-4309-3013 / 06-4309-3814
対応している時間	平日	9:00～17:30
定休日		土日祝祭日

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	
	加入内容	
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応		
事故対応及びその予防のための指針		

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

損害賠償責任保険の加入状況	加入先	損害保険ジャパン株式会社
	加入内容	福祉事業者賠償責任保険
	その他	
賠償すべき事故が発生したときの対応		事故対応マニュアルに基づき、速やかに対応
事故対応及びその予防のための指針		あり

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	あり	ありの場合	意見箱の設置	
			実施日	随時
			結果の開示	なし
				開示の方法
第三者による評価の実施状況	なし	ありの場合		
			実施日	
			評価機関名称	
			結果の開示	
				開示の方法

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規程	入居希望者に交付
事業収支計画書	入居希望者に公開
財務諸表の要旨	入居希望者に公開
財務諸表の原本	入居希望者に公開

10 その他

運営懇談会	あり	ありの場合	
		開催頻度	年 2 回
		構成員	入居者、家族、施設長、職員、民生委員等
		なしの場合の代替措置の内容	
提携ホームへの移行	なし	ありの場合の提携ホーム名	
個人情報の保護	事業者およびその職員は、業務上知り得た入居者、身元保証人および入居者の家族に関する秘密および個人情報についてはその保護に努め、入居者もしくは他の入居者の生命・身体・精神に危険がある場合、法令に基づく場合、法令により許容されている場合等、正当な理由がある場合または当該秘密もしくは個人情報の主体の事前の同意がある場合を除き、契約期間中および契約終了後も、第三者に漏らすことはない。		
緊急時等における対応方法	事業者は、入居者の急病、事故による負傷、その他必要な場合は、すみやかに入居者の主治の医師（以下「主治医」という）または協力医療機関等への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。		
大阪府福祉のまちづくり条例に定める基準の適合性	適合	不適合の場合の内容	
東大阪市有料老人ホーム設置運営指導指針「規模及び構造設備」に合致しない事項	なし		
合致しない事項がある場合の内容			
「8. 既存建築物等の活用の場合等の特例」への適合性	適合している		
	代替措置等の内容		
不適合事項がある場合の入居者への説明			
上記項目以外で合致しない事項	なし		
合致しない事項の内容			
代替措置等の内容			
不適合事項がある場合の入居者への説明			

添付書類：別添 1（別に実施する介護サービス一覧表）
別添 2（個別選択による介護サービス一覧表）

上記の重要事項の内容、並びに医療サービス等、その他のサービス及びその提供事業者を自由に選択できることについて、事業者より説明を受けました。

（入居者）
住 所 _____
氏 名 _____ 様

（入居者代理人）
住 所 _____
氏 名 _____ 様

上記の重要事項の内容について、入居者、入居者代理人に説明しました。

説明年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
説明者署名 _____

(別添1) 事業主体が東大阪市で実施する他の介護サービス

介護保険サービスの種類		事業所の名称	所在地
<居宅サービス>			
訪問介護	なし		
訪問入浴介護	なし		
訪問看護	なし		
訪問リハビリテーション	なし		
居宅療養管理指導	なし		
通所介護	なし		
通所リハビリテーション	なし		
短期入所生活介護	なし		
短期入所療養介護	なし		
特定施設入居者生活介護	あり	事業所一覧参照	
福祉用具貸与	なし		
特定福祉用具販売	なし		
<地域密着型サービス>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	なし		
夜間対応型訪問介護	なし		
地域密着型通所介護	なし		
認知症対応型通所介護	なし		
小規模多機能型居宅介護	なし		
認知症対応型共同生活介護	なし		
地域密着型特定施設入居者生活介護	なし		
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	なし		
看護小規模多機能型居宅介護	なし		
居宅介護支援	なし		
<居宅介護予防サービス>			
介護予防訪問入浴介護	なし		
介護予防訪問看護	なし		
介護予防訪問リハビリテーション	なし		
介護予防居宅療養管理指導	なし		
介護予防通所リハビリテーション	なし		
介護予防短期入所生活介護	なし		
介護予防短期入所療養介護	なし		
介護予防特定施設入居者生活介護	あり	事業所一覧参照	
介護予防福祉用具貸与	なし		
特定介護予防福祉用具販売	なし		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	なし		
介護予防小規模多機能型居宅介護	なし		
介護予防認知症対応型共同生活介護	なし		
介護予防支援	なし		
<介護保険施設>			
介護老人福祉施設	なし		
介護老人保健施設	なし		
介護療養型医療施設	なし		
介護医療院	なし		
<指定第1号事業>			
訪問型介護予防サービス	あり	事業所一覧参照	
訪問型生活援助サービス	あり	事業所一覧参照	
通所型介護予防サービス	なし		
通所型短時間サービス	なし		

事業所一覧

サービス	事業所番号	所在地
	事業所名	
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 7 7 5 0 0 2 7 7 3	〒579-8003
	そんぽの家 東大阪日下	大阪府東大阪市日下町五丁目4番31号
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 7 7 5 0 0 4 4 2 3	〒577-0002
	そんぽの家 鶴見徳庵	大阪府東大阪市稲田上町二丁目2番53号
(介護予防) 特定施設 入居者生活介護	2 7 7 5 0 0 4 7 3 8	〒579-8015
	そんぽの家 新石切	大阪府東大阪市北石切町6番25号
訪問介護 訪問型介護予防サービス 訪問型生活援助サービス	2 7 7 5 0 1 4 2 2 4	〒577-0056
	SOMPOケア 布施 訪問介護	大阪府東大阪市長堂三丁目20番11号

介護サービス等の一覧表①

2022/10/1現在

要介護認定区分	自立		要支援 1		要支援 2	
サービスの分類	自立介護費、前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>						
○巡回						
昼間 9:00 ～18:00	－	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄						
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込	－	実費／持込
○入浴	浴室使用週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1
一般浴介助	状態に応じて※4		週2回		週2回	
清拭	状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	－		－		－	
○身辺介助						
体位交換	－	－	－	－	－	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	－	別料金※1	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助						
協力医療機関	－	別料金※1	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－		－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応						
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>						
○家事						
清掃（居室）	週1回	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週1回	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者依頼分）	－	実費	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費	－	実費
○代行						
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>						
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>						
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	－	実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>						
アクティビティ、その他サービス						
ホームが一律に提供する場合	－	実費	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	－	実費	－	※5	－	※5

- ※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。
【15分の場合】 日中：1,540円 夜朝：1,925円 深夜：2,310円、【30分の場合】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【以降30分】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。
- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】
薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。
- ※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。
- ※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表②

2022/10/1現在

要介護認定区分		要介護 1		要介護 2		要介護 3	
サービスの分類	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	介護保険給付・前払金 及び月額利用料に含む サービス	その都度徴収する サービス	
<介護サービス>							
○巡回							
昼間 9:00 ～18:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
○排泄							
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込	－	実費／持込	
○入浴	週2回	希望による週3回目から の援助実施は別料金※ 1	週2回	希望による週3回目から の援助実施は別料金※ 1	週2回	希望による週3回目から の援助実施は別料金※ 1	
一般浴介助	週2回		週2回		週2回		
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4		
特浴介助	－		－		状態に応じて※4		
○身辺介助							
体位交換	－	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
○機能訓練	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－	
○通院の介助							
協力医療機関	付添	－	付添	－	付添	－	
協力医療機関以外	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1	
○緊急時対応							
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－	
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－	
<生活サービス>							
○家事							
清掃（居室）	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1	
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1	
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1	
洗濯（業者依頼分）	－	実費	－	実費	－	実費	
○理美容	－	実費	－	実費	－	実費	
○代行							
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1	
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1	
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費	－	実費	
<健康管理サービス>							
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担	
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－	
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－	適宜対応	－	
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3	
<入退院時、入院中のサービス>							
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担	
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急 時の病院等への移送サービス は、上記の緊急時対応として 行います。	協力医療機関以外は 実費	
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1	－	別料金※1	
<その他のサービス>							
アクティビティ、その他サービス							
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	必要に応じて 付添援助	実費	
入居者の希望またはホームが参加者を 募集して提供する場合	－	※5	－	※5	－	※5	

- ※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。
【15分の場合】 日中：1,540円 夜朝：1,925円 深夜：2,310円、【30分の場合】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【以降30分】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。
- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】
薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。
- ※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。
- ※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

介護サービス等の一覧表③

2022/10/1現在

要介護認定区分	要介護 4		要介護 5	
サービスの分類	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付・前払金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
<介護サービス>				
○巡回				
昼間 9:00 ～18:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
夜間 18:00～9:00	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○食事介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○排泄				
排泄介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
おむつ代	－	実費／持込	－	実費／持込
○入浴	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1	週2回	希望による週3回目からの援助実施は別料金※1
一般浴介助	週2回		週2回	
清拭	未入浴時 状態に応じて※4		未入浴時 状態に応じて※4	
特浴介助	状態に応じて※4		状態に応じて※4	
○身辺介助				
体位交換	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
居室からの移動	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
衣類の着脱	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
身だしなみ介助	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
行動障害対応※2	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○機能訓練	状態に応じて※4	－	状態に応じて※4	－
○通院の介助				
協力医療機関	付添	－	付添	－
協力医療機関以外	－	別料金※1	－	別料金※1
○緊急時対応				
ナースコール	適宜対応	－	適宜対応	－
緊急搬送	適宜対応	－	適宜対応	－
<生活サービス>				
○家事				
清掃（居室）	週1回以上及び必要時	別料金※1	週1回以上及び必要時	別料金※1
洗濯	週2回及び必要時	別料金※1	週2回及び必要時	別料金※1
リネン交換	週1回及び必要時	別料金※1	週1回及び必要時	別料金※1
洗濯（業者依頼分）	－	実費	－	実費
○理美容	－	実費	－	実費
○代行				
買物	指定日	別料金※1	指定日	別料金※1
役所手続き	－	別料金※1	－	別料金※1
○日用雑貨費用	－	実費	－	実費
<健康管理サービス>				
○健康診断	年2回機会を提供	実費負担	年2回機会を提供	実費負担
○健康相談	適宜対応	－	適宜対応	－
○生活指導	適宜対応	－	適宜対応	－
○医師の往診	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○服薬	状態に応じて※4	薬剤管理※3	状態に応じて※4	薬剤管理※3
<入退院時、入院中のサービス>				
○医療費	－	医療費自己負担	－	医療費自己負担
○移送サービス	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費	協力医療機関へ移送、緊急時の病院等への移送サービスは、上記の緊急時対応として行います。	協力医療機関以外は 実費
○入院中の生活援助	－	別料金※1	－	別料金※1
<その他のサービス>				
アクティビティ、その他サービス				
ホームが一律に提供する場合	必要に応じて付添援助	実費	必要に応じて付添援助	実費
入居者の希望またはホームが参加者を募集して提供する場合	－	※5	－	※5

- ※1 ご本人の希望により別料金でサービスを選択できます。提供する時間帯（日中：8～18時、夜朝：6～8時 及び 18～22時、深夜：22～6時）により、価格が異なります。なお、医師等の指示により、介護上必要な場合の3回目以降の入浴は、介護保険給付に含まれます。
【15分の場合】 日中：1,540円 夜朝：1,925円 深夜：2,310円、【30分の場合】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【以降30分】 日中：2,475円 夜朝：3,093円 深夜：3,712円、【240～480分の場合】 日中：1,100円 夜朝：1,375円 深夜：1,650円（すべて税込の金額）。
- ※2 認知症等により、特別な対応が必要になった場合になります。
- ※3 【協力調剤薬局を利用する場合】
薬の管理及び服薬指導が必要な場合、居宅療養管理指導サービスを利用することが出来ます。介護保険上、「（介護予防）特定施設入居者生活介護」とは別の「居宅療養管理指導費」の1割から3割の負担が必要となります。介護職員、看護職員は医師または薬剤師等の指示により、服薬援助を行います。
- ※4 ケアプラン（特定施設入居者生活介護計画書）の内容に基づき、サービスを実施します。
- ※5 ①実費（参加費、交通費、材料費等）、②付添援助（※1に定める別料金）等、事前に参加費のご案内をいたします。

(別添3)介護保険自己負担額(自動計算)

当施設の地域区分単価	5級地	10.45円
------------	-----	--------

利用者負担額は、1割を表示しています。但し、法令で定める額以上の所得のある方は、2割又は3割負担となります。

基本費用			1日あたり（円）		30日あたり（円）		備考
要介護度		単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	
要支援 1		183	1,912	192	57,370	5,737	介護予防特定施設 入居者生活介護の 費用
要支援 2		313	3,270	327	98,125	9,813	
要介護 1		542	5,663	567	169,917	16,992	
要介護 2		609	6,364	637	190,921	19,093	
要介護 3		679	7,095	710	212,866	21,287	
要介護 4		744	7,774	778	233,244	23,325	
要介護 5		813	8,495	850	254,875	25,488	
			1日あたり（円）		30日あたり（円）		
加算費用	算定の有無等	単位数	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	算定回数等
入居継続支援加算	なし						
生活機能向上連携加算※	なし						1月につき
個別機能訓練加算（Ⅰ）	なし						
個別機能訓練加算（Ⅱ）	なし						1月につき
A D L維持等加算	（Ⅱ）	60	－	－	627	63	1月につき
夜間看護体制加算	（Ⅱ）	9	94	10	2,821	283	
若年性認知症入居者受入加算	あり	120	1,254	126	37,620	3,762	
協力医療機関連携加算	（Ⅰ）	100	－	－	1,045	105	1月につき
口腔・栄養スクリーニング加算	あり	20	209	21	－	－	1回につき
科学的介護推進体制加算	あり	40	－	－	418	42	1月につき
退院・退所時連携加算	あり	30	313	32	9,405	941	
退居時情報提供加算	あり	250	2,612	262	－	－	1回につき
看取り介護加算	（Ⅰ）	72	752	76	－	－	死亡日以前31日以上45日以下（最大15日間）
		144	1,504	151	－	－	死亡日以前4日以上30日以下（最大27日間）
		680	7,106	711	－	－	死亡日以前2日又は3日（最大2日間）
		1,280	13,376	1,338	－	－	死亡日
認知症専門ケア加算	なし						
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	なし						1月につき
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	なし						1月につき
新興感染症等施設療養費	なし						1日につき（1月1回連続する5日間を限度）
生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）	100	－	－	1,045	105	1月につき
サービス提供体制強化加算	（Ⅲ）	6	62	7	1,881	189	
介護職員等処遇改善加算	（Ⅱ）	（（介護予防）特定施設入居者生活介護費+加算単位数）× 12.2%					

※生活機能向上連携加算

個別機能訓練加算を算定している場合、（Ⅰ）は算定できず、（Ⅱ）を算定する場合は100単位を算定する。

(短期利用特定施設入居者生活介護の概要：以下の要件全てに該当すること)【要支援は除く】

- ・指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。
- ・指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等(定員が1人であるものに限る。)を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(利用者)の数は、当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること。
- ・利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めること。
- ・家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除き、権利金その他の金品を受領しないこと。
- ・介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

(加算の概要)

・入居継続支援加算(Ⅰ)【短期利用は除く】

1. 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。
2. 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6又はその端数を増すごとに1以上であること。(テクノロジーの活用によりサービスの質の向上や業務効率化の推進を行っている場合は入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上)
3. 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号)第5号に規定する基準に該当していないこと。(人員基準違反)

・入居継続支援加算(Ⅱ)【短期利用は除く】

- ・上記入居継続支援加算(Ⅰ)の2. 3の要件を満たし、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の100分の5以上であること。

・生活機能向上連携加算(Ⅰ)【短期利用は除く】

- ・指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下、「理学療法士等」という。)の助言に基づき、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下、「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
(個別機能訓練加算を算定する場合は算定しない。)

・生活機能向上連携加算(Ⅱ)【短期利用は除く】

- ・指定訪問リハビリテーション事業所等の理学療法士等が、事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同してアセスメント、利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。
(個別機能訓練加算を算定する場合は算定しない。)

・個別機能訓練加算(Ⅰ)【短期利用は除く】

- ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置していること。(理学療法士等…理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(6月以上の機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。))
- ・機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種のものが共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

・個別機能訓練加算(Ⅱ)【短期利用は除く】

- ・個別機能訓練加算(Ⅰ)での内容をいずれも満たすこと。
- ・個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって必要な情報を活用していること。

・ADL維持等加算(Ⅰ)【要支援と短期利用は除く】

- ・評価対象者全員について、評価対象開始月と当該月の翌月から起算して6月目においてADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出し、評価対象者の6月目の月に測定したADL値から評価対象開始月に測定したADLを控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(ADL利得)の平均値が1以上あること。

・ADL維持等加算(Ⅱ)【要支援と短期利用は除く】

- ・ADL維持等加算(Ⅰ)の要件をいずれも満たしており、ADL利得の平均値が2以上あること。

・若年性認知症入居者受入加算

- ・若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別の担当者を定めていること。

・夜間看護体制加算（Ⅰ）【要支援は除く】

- ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ・夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

・夜間看護体制加算（Ⅱ）【要支援は除く】

- ・常勤看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- ・看護職員により、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーションとの連携により、利用者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ・重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

・協力医療機関連携加算【短期利用は除く】

- ・協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
- （Ⅰ） 当該協力医療機関が指定居宅サービス基準第191条第2項各号に掲げる要件を満たしている場合
- （Ⅱ） （Ⅰ）以外の場合

・口腔・栄養スクリーニング加算【短期利用は除く】

- ・利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態についてスクリーニングを行い、利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報（利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- ・人員基準違反に該当していないこと。

・科学的介護推進体制加算【短期利用は除く】

- ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて特定施設サービス計画を見直すなど、サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

・退院・退所時連携加算【要支援と短期利用は除く】

- ・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から施設に入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間について加算するもの。また、30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入居した場合も、同様とする。

・退居時情報提供加算【短期利用は除く】

- ・利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合

・看取り介護加算（Ⅰ）【要支援と短期利用は除く】指針は入居の際に説明し、同意を得る。

- ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、その旨を本人又はその家族等に対して説明し、その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において、利用者等とともに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同して、随時、利用者等に対して十分な説明を行い、療養及び介護に関する合意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後が迎えられるよう支援していること。

・看取り介護加算（Ⅱ）【要支援と短期利用は除く】

- ・看取り介護加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
- ・当該加算を算定する期間において、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上であること。

・認知症専門ケア加算（Ⅰ）【短期利用は除く】

- ・利用者の総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方が50%以上であること。
- ・「認知症介護実践リーダー研修」を終了している者を、対象者の数が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1名を加えた数以上配置し、チームとして認知症ケアを実施していること。
- ・事業所従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

- ・認知症専門ケア加算（Ⅱ）【短期利用は除く】
 - ・認知症専門ケア加算（Ⅰ）での内容をいずれも満たすこと。
 - ・「認知症介護指導者研修」を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
 - ・介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施をしていること。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
 - ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること
 - ・協力医療機関等との間で、感染症（新興感染症を除く。）の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること
 - ・感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
- ・高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
 - ・感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。
- ・新興感染症等施設療養費
 - ・利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定特定施設入居者生活介護を行った場合
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅰ）
 - (1)利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ・介護機器を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保
 - ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮
 - ・介護機器の定期的な点検
 - ・業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修
 - (2)(1)の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。
 - (3)介護機器を複数種類活用していること。
 - (4)委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。
 - (5)事業年度ごとに(1)、(3)及び(4)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。
- ・生産性向上推進体制加算（Ⅱ）
 - (1)生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の(1)に該当していること
 - (2)介護機器を活用していること
 - (3)事業年度ごとに(2)及び生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の(1)の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
 - 次のいずれかを満たすこと。
 - ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。
 - ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）
 - 次のいずれかを満たすこと。
 - ・前年度(3月を除く)における介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。
 - ・前年度(3月を除く)における看護・介護職員のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。
 - ・前年度(3月を除く)における利用者に直接サービス提供を行う職員の総数（生活相談員・介護職員・看護職員・機能訓練指導員）のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）
 - 別に厚生労働大臣が定める基準に対して適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、東大阪市長に届け出ている場合。

（別添4） 介護保険自己負担額（参考：加算項目別報酬金額：5級地（地域加算10.45%））

① 介護報酬額の自己負担基準表（介護保険報酬額の1割、2割又は3割を負担していただきます。）

	単位	介護報酬額／月	自己負担分／月 （1割負担の場合）	自己負担分／月 （2割負担の場合）	自己負担分／月 （3割負担の場合）
要支援1	183単位／日	57,370円	5,737円	11,474円	17,211円
要支援2	313単位／日	98,125円	9,813円	19,625円	29,438円
要介護1	542単位／日	169,917円	16,992円	33,984円	50,976円
要介護2	609単位／日	190,921円	19,093円	38,185円	57,277円
要介護3	679単位／日	212,866円	21,287円	42,574円	63,860円
要介護4	744単位／日	233,244円	23,325円	46,649円	69,974円
要介護5	813単位／日	254,875円	25,488円	50,975円	76,463円
入居継続支援加算（Ⅰ）	36単位／日	11,286円	1,129円	2,258円	3,386円
入居継続支援加算（Ⅱ）	22単位／日	6,897円	690円	1,380円	2,070円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位／月	1,045円	105円	209円	314円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位／月	2,090円	209円	418円	627円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	12単位／日	3,762円	377円	753円	1,129円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20単位／日	209円	21円	42円	63円
ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位／月	313円	32円	63円	94円
ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位／月	627円	63円	126円	189円
夜間看護体制加算（Ⅰ）	18単位／日	5,643円	565円	1,129円	1,693円
夜間看護体制加算（Ⅱ）	9単位／日	2,821円	283円	565円	847円
若年性認知症入居者受入加算	120単位／日	37,620円	3,762円	7,524円	11,286円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	100単位／月	1,045円	105円	209円	314円
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	40単位／月	418円	42円	84円	126円
口腔・栄養スクリーニング加算	20単位／回	209円	21円	42円	63円
科学的介護推進体制加算	40単位／日	418円	42円	84円	126円
退院・退所時連携加算	30単位／日	9,405円	941円	1,881円	2,822円
退居時情報提供加算	250単位／回	2,612円	262円	523円	784円
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前31日以上45日以下）	72単位／日	11,286円	1,129円	2,258円	3,386円
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前4日以上30日以下）	144単位／日	40,629円	4,063円	8,126円	12,189円
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日以前2日又は3日）	680単位／日	14,212円	1,422円	2,843円	4,264円
看取り介護加算（Ⅰ） （死亡日）	1,280単位／日	13,376円	1,338円	2,676円	4,013円
看取り介護加算（Ⅰ） （看取り介護一人当たり）	（最大7,608単位）	（最大79,503円）	（最大7,951円）	（最大15,901円）	（最大23,851円）
看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日以前31日以上45日以下）	572単位／日	89,661円	8,967円	17,933円	26,899円
看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日以前4日以上30日以下）	644単位／日	181,704円	18,171円	36,341円	54,512円
看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日以前2日又は3日）	1180単位／日	24,662円	2,467円	4,933円	7,399円
看取り介護加算（Ⅱ） （死亡日）	1,780単位／日	18,601円	1,861円	3,721円	5,581円
看取り介護加算（Ⅱ） （看取り介護一人当たり）	（最大30,108単位）	（最大314,628円）	（最大31,463円）	（最大62,926円）	（最大94,389円）
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3単位／日	940円	94円	188円	282円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4単位／日	1,254円	126円	251円	377円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	10単位／日	104円	11円	21円	32円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	5単位／日	52円	6円	11円	16円
新興感染症等施設療養費 （月1回連続5日を限度）	250単位／日	2,612円	262円	523円	784円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100単位／月	1,045円	105円	209円	314円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10単位／月	104円	11円	21円	32円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22単位／日	6,897円	690円	1,380円	2,070円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18単位／日	5,643円	565円	1,129円	1,693円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6単位／日	1,881円	189円	377円	565円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅴ）	（Ⅱ）	（（介護予防）特定施設入居者生活介護＋現行加算を除く加算単位数）×1.2%			

※生活機能向上連携加算
個別機能訓練加算を算定している場合、（Ⅰ）は算定できず、（Ⅱ）を算定する場合は100単位を算定する。

・1ヶ月は30日で計算しています。

②要支援・要介護別介護報酬と自己負担

介護報酬		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		60,296円	101,051円	175,664円	196,669円	218,614円	238,991円	260,623円
自己負担	(1割の場合)	6,030円	10,106円	17,567円	19,667円	21,862円	23,900円	26,063円
	(2割の場合)	12,060円	20,211円	35,133円	39,334円	43,723円	47,799円	52,125円
	(3割の場合)	18,089円	30,316円	52,700円	59,001円	65,585円	71,698円	78,187円

・本表は、サービス提供体制強化加算Ⅲ、協力医療機関連携加算Ⅰ、夜間看護体制加算Ⅱを算定の場合の例です。
介護職員等処遇改善加算の加算額の自己負担分については別途必要となります。

加算・減算項目の説明 【特定施設入居者生活介護 2024年6月改訂】

◇ 入居継続支援加算(Ⅰ)：36単位／日 (Ⅱ)：22単位／日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、サービスを行った場合に、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。

イ 入居継続支援加算(Ⅰ)：(1)または(2)のいずれかに適合し、かつ(3)および(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（喀痰吸引等）を必要とする者の占める割合が入居者の15%以上であること。

(2) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（喀痰吸引等）を必要とする者および次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の15%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

a 尿道カテーテル留置を実施している状態

b 在宅酸素療法を実施している状態

c インスリン注射を実施している状態

(3) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が6またはその端数を増すごとに1以上であること。ただし、別に掲げる基準（大臣基準告示・四十二の三）のいずれにも適合する場合は、介護福祉士の数が、常勤換算方法で、入居者の数が7またはその端数を増すごとに1以上であること。

(4) 通所介護費等算定方法第五号および第九号に規定する基準のいずれにも適合していないこと。

ロ 入居継続支援加算(Ⅱ)：(1)または(2)のいずれかに適合し、かつ(3)および(4)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（喀痰吸引等）を必要とする者の占める割合が入居者の5%以上であること。

(2) 社会福祉士および介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為（喀痰吸引等）を必要とする者および次のいずれかに該当する状態の者の占める割合が入居者の5%以上であり、かつ常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。

a 尿道カテーテル留置を実施している状態

b 在宅酸素療法を実施している状態

c インスリン注射を実施している状態

(3) イ(3)および(4)に該当するものであること。

◇ 生活機能向上連携加算 (Ⅰ)：100単位／月 (Ⅱ)：200単位／月（個別機能訓練加算算定時は100単位）

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、外部との連携により、入居者の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。

イ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)：次のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーションまたはリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士または医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、ホームの機能訓練指導員等が共同して入居者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が入居者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者またはその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)：次のいずれにも適合すること。

(1) 理学療法士等が、ホームを訪問し、ホームの機能訓練指導員等が共同して入居者の身体状況等の評価および個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、入居者の身体機能または生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が入居者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、入居者またはその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

◇ 個別機能訓練加算 (Ⅰ)：12単位／日 (Ⅱ)：20単位／月

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師またはきゅう師（以下「理学療法士等」といいます。）を1名以上配置しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入居者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合に加算します。また、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)として、加算します。

◇ A D L維持等加算 (Ⅰ)：30単位／月 (Ⅱ)：60単位／月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対してサービスを行った場合は、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、以下に掲げる区分に従い、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。

イ A D L維持等加算(Ⅰ)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 評価対象者の総数が10人以上であること。
- (2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月と、当該月の翌月から起算して6月目においてA D Lを評価し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。
- (3) 評価対象者の評価対象期間開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L値から評価対象利用開始月に測定したA D値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値の平均値が1以上であること。

ロ A D L維持等加算(Ⅱ)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)および(2)の基準に適合するものであること。
- (2) 評価対象者のA D L利得の平均値が3以上であること。

◇ 夜間看護体制加算 (Ⅰ)：18単位／日 (Ⅱ)：9単位／日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合するものとして、都道府県知事等に届け出たホームにおいて、入居者に対して、サービスを行った場合は、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。

イ 夜間看護体制加算(Ⅰ)

- (1) 常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定めていること。
- (2) 当該加算を算定する期間において、夜勤または宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- (3) 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

ロ 夜間看護体制加算(Ⅱ)

- (1) イ(1)および(3)に該当するものであること。
- (2) 看護職員により、または病院もしくは診療所もしくは指定訪問看護ステーションとの連携により、入居者に対して、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していること。

◇ 若年性認知症入居者受入加算 120単位／日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、若年性認知症入居者に対してサービスを行った場合に加算します。

受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること。

◇ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)：3単位／日 (Ⅱ)：4単位／日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが別に厚生労働大臣が定める入居者に対し、専門的な認知症ケアを行った場合に、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) ホームにおける入所者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の入居者（以下「対象者」といいます。）の占める割合が50%以上であること。
- (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては一に当該対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
- (3) ホームの従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イの基準のいずれにも適合すること。
- (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所または施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。
- (3) ホームにおける介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施または実施を予定していること。

◇ 協力医療機関連携加算 (Ⅰ)：100単位／月 (Ⅱ)：40単位／月

協力医療機関との間で、入居者の同意を得て、入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合に、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。

- (Ⅰ) 協力医療機関が、指定居宅サービス基準第191条第2項第1号および第2号に規定する要件を満たしている場合
(Ⅱ) (Ⅰ)以外の場合

◇ 口腔・栄養スクリーニング加算 20単位／回

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合するホームの従業者が、利用開始時および利用中6月ごとに入居者の栄養状態について確認を行い、当該入居者の栄養状態に関する情報を入居者を担当する介護支援専門員に提供した場合に加算します。

人員基準欠如に該当していないこと。

◇ 退院・退所時連携加算 30単位／日

病院、診療所、介護老人保健施設または介護医療院からホームに入居した場合は、入居した日から起算して30日以内の期間について加算します。30日を超える病院もしくは診療所への入院または介護老人保健施設もしくは介護医療院への入所後にホームに再び入居した場合も、同様とします。

◇ 退居時情報提供加算 250単位／回

入居者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、入居者の同意を得て、入居者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、入居者の照会を行った場合に、入居者1人につき1回に限り加算を算定します。

◇ 科学的介護推進体制加算 40単位／月

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対しサービスを行った場合に加算します。

- (1) 入居者ごとのA D L 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入居者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて介護計画を見直すなどサービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

◇ イ 看取り介護加算(Ⅰ)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入居者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅰ)として、死亡日以前30日以上45日以下については1日につき72単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。

- (1) 看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者またはその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
- (2) 医師、生活相談員、看護職員、介護職員、介護支援専門員（新設）その他の職種の者による協議の上、当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行うこと。
- (3) 看取りに関する職員研修を行っていること

◇ ロ 看取り介護加算(Ⅱ)

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームにおいて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入居者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算(Ⅱ)として、死亡日以前30日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日および前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。

- (1) 当該加算を算定する期間において、夜勤または宿直を行う看護職員の数が一以上であること。
- (2) イ(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

◇ 高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)：10単位／月 (Ⅱ)：5単位／月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対して、サービスを行った場合に、(Ⅰ)(Ⅱ)いずれかを加算します。

イ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- (2) 指定居宅サービス等基準第191条第1項本文に規定する協力医療機関その他の医療機関との間で、感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
- (3) 診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の区分番号A234-2に規定する感染対策向上加算または医科診療報酬点数表の区分番号A000に掲げる初診料の注11および区分番号A001に掲げる再診料の注15に規定する外来感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修または訓練に1年に1回以上参加していること。

ロ 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)

感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合に係る実地指導を受けていること。

◇ 新興感染症等施設療養費 240単位／日

ホームが、入居者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入居者に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定します。

◇ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）：100単位／月（Ⅱ）：10単位／月

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして、都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対して、サービスを行った場合に、（Ⅰ）（Ⅱ）いずれかの加算を算定します。

イ 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 入居者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、次に掲げる事項について必要な検討を行い、および当該事項の実施を定期的に確認していること。

（一）業務の効率化および質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器（以下「介護機器」という。）を活用する場合における利用者の安全およびケアの質の確保

（二）職員の負担の軽減および勤務状況への配慮

（三）介護機器の定期的な点検

（四）業務の効率化および質の向上ならびに職員の負担軽減を図るための職員研修

(2) (1)の取組および介護機器の活用による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績があること。

(3) 介護機器を複数種類活用していること。

(4) (1)の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化および質の確保ならびに負担軽減について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、および当該取組の実施を定期的に確認すること。

(5) 事業年度ごとに(1)、(3)および(4)の取組による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

ロ 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)に適合していること。

(2) 介護機器を活用していること。

(3) 事業年度ごとに(2)およびイ(1)の取組による業務の効率化および質の確保ならびに職員の負担軽減に関する実績を厚生労働省に報告すること。

◇ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：22単位／日（Ⅱ）：18単位／日（Ⅲ）：6単位／日

別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出たホームが、入居者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い加算します。

イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

① ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上であること。

② ホームの介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25%以上であること。

(2) 提供するサービスの質の向上に資する取組を実施していること。

(3) 通所介護費等算定方法第五号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。

(2) イ(3)に該当するものであること

ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）：次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

① ホームの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であること。

② ホームの看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上であること。

③ サービスを入居者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること。

(2) イ(3)に該当するものであること

◇ 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)：12.8% (Ⅱ)：12.2% (Ⅲ)：11% (Ⅳ)：8.8%

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県等に届け出た事業所が、入居者に対し、サービスを行った場合に加算します。

◇ 人員基準欠如に該当する場合 所定単位数×70%

看護職員または介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合（人員基準欠如）は、所定単位数の70%の額を算定します。

◇ 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数×10%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。

◇ 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数×1%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。

◇ 業務継続計画未策定減算 所定単位数×3%の減算

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数から減算します。